（会費規則７条２項関係）

日本貸金業協会　御　中

既納入会費返還申請書（法人協会員用）

私は、以下事由により協会員の資格を喪失しましたので、協会員資格を喪失した月の翌月分以降の既納入済みの会費について、返還を申請いたします。

申請日　平成　　年　　月　　日

返還事由	平成　　年　　月　　日	1 退会承認　2 不更新 3 廃業（合併、事業譲渡、会社分割、その他の理由） ※1～3のいずれかに○印をつけて下さい。 ※廃業については、括弧内の理由にも○印をつけて下さい。 ※合併・事業譲渡・会社分割について証する書面（契約書写し等）を添付して下さい。
協会員番号	第　　号	
申請者の商号		
代表者	㊞	登記事項証明書 印鑑証明書　原本添付

【確認事項】当社は、申請者本人であることを証するために登記事項証明書及び印鑑証明書を添付し申請いたしますので、下記指定の法人名義口座に送金ください。
なお、本入金により、貴協会は、当社に対して、他に債務がないことを確認いたします。

登録番号		財務局（支）局長 知　事	（　）　第　　号
住所	〒　　－		
電話番号	－　　－		
指定口座	金融機関名	本支店名	
	口座種別	1．普通　2．当座	
	口座番号		※右詰めにてご記入下さい
	フリガナ		
	口座名義		
注意事項	① 本申請手続は、会費規則第７条第４項及び第８条第１項及び第２項により、退会承認等の事由が生じた日の翌日を起算日として３か月以内に協会本部に申請書原本が届くよう協会員ご本人が申請して下さい。左の期間経過後は会費の返還申請ができません。 ② 口座名義は、協会に届けられた最新の協会員の商号と同じ名義でないとお支払いできません。 ③ 名義人の権利について、相続その他の事由により承継があった場合、権利の承継を証する資料の提出が必要になります。詳細は、協会業務企画部会員加入促進登録課にお問い合わせ下さい。 ④ なお、返還手続は、口座振込の方法のみにて行わせて戴きますので、ご了承下さい。		

【協会記入欄】（受付日　平成　　年　　月　　日）

会費返還該当月	平成　　年　　月分　～　平成　　年　　月分					
返還金額	金　　円					
経理課				会員加入促進登録課		
振込確認	決裁者	確認者	受付担当	決裁者	確認者	受付担当

事務局運営規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、定款第59条第５項の規定に基づき、日本貸金業協会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び運営について必要な事項を定め、事務局における事務の適正かつ能率的な遂行に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本会の事務は定款その他の規則で特に定められたもののほか、この規則の定めるところによる。

第２章　組織

（部課等の設置）

第３条　本会の事務局に次の部及びセンターを置く。

一　総務部
二　業務企画部
三　会員業務部
四　規律審査部
五　監査部
六　貸金業相談・紛争解決センター
七　資格試験センター

２　総務部に次の各課を置く。

一　総務課
二　人事課
三　経理課

３　業務企画部に次の各課を置く。

一　会員加入促進登録課
二　企画課
三　消費者啓発課
四　貸金戦略課

４　会員業務部に次の各課を置く。

一　自主規制企画課
二　コンプライアンス課
三　業務研修課
四　広告審査課

５　規律審査部に次の各課を置く。

一　調査課
二　審査課

６　監査部に次の各課を置く。

一　監査１課
二　監査２課
三　監査３課
四　監査４課

７　貸金業相談・紛争解決センターに次の各課を置く。

一　苦情受付課
二　紛争解決課
三　相談受付課

８　資格試験センターに次の各課を置く。

一　試験事務課
二　登録事務課

（内部監査室の設置）

第３条の２　事務局に内部監査室を設置する。

（事務の分掌）

第４条　各課等においては次の事務を所掌する。

一　総務課
⑴　総会及び理事会、監事会、総務委員会、人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会、貸金戦略会議人事推薦委員会の運営に関すること
⑵　協会印章の取扱に関すること
⑶　事務機器等の発注及び在庫管理に関すること
⑷　固定資産（リース資産を含む）の統制管理に関すること
⑸　各種契約書の取扱に関すること
⑹　通達等の取扱に関すること
⑺　郵便物等の発受・整理及び保管に関すること
⑻　役員及び代議員の庶務業務に関すること
⑼　登記、申請その他法令で定められた諸手続に関すること
⑽　印刷物、出版物等の販売管理に関すること
⑾　防災・防犯に関すること
⑿　反社会的勢力への対応に関すること
⒀　業務企画部企画課所掌業務の補佐に関すること
⒁　前各号に掲げるもののほか他の課の所掌に属さない事務に関すること

（システム）

⒂　システム全般管理、構築、メンテナンスに関すること
⒃　ホームページ運営管理に関すること
⒄　グループウェア運営管理に関すること
⒅　前各号に付随する事項

二　人事課
⑴　採用に関すること
⑵　配置に関すること
⑶　処遇、評価に関すること
⑷　福利厚生に関すること